

由布市移住応援給付金について

R7.4.1～

※移住応援給付金に該当しそうな場合は必ず移住前に市への相談・確認をお願いします。
(電話、メール、オンライン相談、窓口相談)

■毎年度、予算の上限がありますので、予算の上限に達した場合は給付金の交付が受けられない場合があります。予めご了承ください。

1. 【補助要件】

- ① 県外からの移住であること
- ② 由布市応援給付金、由布市移住支援金の交付を受けてないこと
※申請者及び申請者と婚姻関係等、同一世帯、同一生計と推認される方が交付を受けていないこと
- ③ 住民票を由布市へ移す直前に連続して1年間以上県外に在住していること
- ④ 由布市へ転入後1年未満であること
- ⑤ 移住後、由布市内へ5年以上定住することを誓約できること
- ⑥ 日本人又は外国人で在留資格（永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者（申請時の在留期間の残期間が5年以上に限る）、特別永住者のいずれかの資格に限る）を有していること
- ⑦ 職務上の転勤や出向、大学進学、研修所入所等による一時的な転入でないこと
- ⑧ 大学等を卒業した後、新規採用（新卒）で県内事業所へ勤務する場合は補助対象外
- ⑨ 大学等を卒業した後、就業経歴のないまま帰県することによる転入は補助対象外
- ⑩ 同一世帯における申請は1回が限度となります。
- ⑪ 婚姻関係等（事実婚等含む）や同一生計と推認される場合は住民票の状況に関わらず同一世帯取扱など

2. 【補助額】※世帯区分は、県外からの移住等補助要件を満たす方のみを世帯の構成人員として算定

■基本額 20万円（補助要件を満たす全ての世帯）

■子育て世帯加算額 こども1人あたり 10万円の加算
※申請年度の4月1日現在18歳未満のこどもがいる世帯

■若年者世帯加算額 世帯あたり 10万円の加算
※申請年度の4月1日現在18歳以上40歳未満の世帯員がいる世帯＝若年者世帯
※子育て世帯と若年者世帯の両方に該当する場合は、子育て世帯とする。

■地域加算

【子育て世帯】1. 居住地が過疎辺地地域の場合 20万円
2. 居住地が上記以外の場合 10万円
※ただし、基本額及び子育て世帯加算額と地域加算の合計が50万円以上の場合は、合計額が50万円以内範囲の額で地域加算額を加算する。

【若年者世帯】1. 居住地が過疎辺地地域の場合 20万円（単身者世帯は除く）
2. 居住地が上記以外の場合 10万円（単身者世帯は除く）

【単身者世帯】1. 居住地が過疎辺地地域の場合 10万円

【その他世帯：子育て世帯、若年者世帯、単身者世帯のいずれにも該当しない世帯】

1. 居住地が過疎辺地地域の場合 20万円
2. 居住地が上記以外の場合 10万円

※過疎地域・・・由布市庄内町全域

※辺地地域・・・由布市挾間町及び湯布院町の一部で市が指定する地域（山間地域等）

提出書類等は裏面（2ページ目）へ



3. 【提出書類】

(申請時)

- 申請書 (様式第1号)
- 事業計画書 (様式第2号)
- 承諾書兼誓約書 (様式第3号)
- 振込先口座 (預金通帳又はキャッシュカードの写し)
- 移住元の住民票除票や戸籍の附票等、由布市への移住直前の1年間の居住地が分かる公的書類の写し
(※世帯の場合にあつては世帯全員分の記載が必要です。)
- 在留資格が要件の場合は、要件が確認できる公的書類

(実績報告時)

- 実績報告書 (様式第7号)
- 事業実績書 (様式第2号)
- 由布市住民票の写し (※世帯の場合にあつては世帯全員が記載されているもの)